

1 特定乳児等通園支援利用定員の設定について

資料2

令和8年4月1日より乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の給付制度が開始されることに伴い、利用定員を設定する施設は以下のとおりです。

名称	福島市立もりあい認定こども園
所在地	福島市野田町字八天29番地の1
法人等の名称	福島市
代表者	市長 馬場 雄基
事業開始年月日	令和8年4月1日
利用定員	7人

名称	ほくしん子育て支援センター・ほくしん保育園
所在地	福島市北矢野目字江下2番1
法人等の名称	社会福祉法人 北信福祉会
代表者	理事長 上西 和子
事業開始年月日	令和7年7月1日
利用定員	3人

名称	三育子育て支援センター
所在地	福島市笹谷字城場6番13号
法人等の名称	社会福祉法人 創世福祉事業団
代表者	理事長 野田 信光
事業開始年月日	令和7年7月1日
利用定員	3人

※ 「ほくしん子育て支援センター・ほくしん保育園」及び「三育子育て支援センター」では、令和7年度より事業を開始しており、費用については補助金として支出。

※ 令和8年度からは給付制度が開始されることにより、公定価格により示された額を事業実施者へ給付する。

令和7年度補助額

子どもひとり1時間あたり	区分	単価
	0歳児	1,300円
	1歳児	1,100円
	2歳児	900円



令和8年度公定価格(予定額)

子どもひとり1時間あたり	区分	単価
	0歳児	1,700円
	1歳児	1,400円
	2歳児	